

新型コロナウイルスに関する情報について

当館で収集した新型コロナウイルス感染拡大にともなうグアム島での影響に関する情報は以下のとおりです。

目次

1. グアム島内における新型コロナウイルスの感染症確定例 **(更新)**
2. 移民ビザ及び一部の非移民ビザに対する米国入国の停止・制限措置について **(新規)**
3. グアム入国後の行動制限（隔離）措置について
4. グアム入国者に対する入国後の強制隔離措置のための施設について
5. 日本－グアム間の民間商用機（旅客便）の運行状況
6. グアム政府発行の自動車運転免許証の手続きについて
7. グアム政府による給付金や休業・失業補償について
8. グアム政府策定のリカバリープランについて
9. グアムを含む米国入国制限措置について
10. 米国連邦政府による入国後の行動制限措置について（※グアムについては上記3が適用）
11. 感染防止対策の励行
12. 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合
13. 新型コロナウイルスに関するその他の情報源

1. グアム島内における新型コロナウイルスの感染症確定例 **(更新)**

6月24日午後10時現在、グアム政府発表によるグアム島内での新型コロナウイルス感染者の累計数は231名となっています。なお6月24日午後10時半現在、グアム政府によるリカバリープランに基づく緩和段階は「PCOR2」となっています。

<内訳>

- ・治療又は隔離中の感染者52名
- ・隔離療養の解除又は治癒した感染者174名
- ・亡くなった感染者5名

新型コロナウイルスに関するグアム政府の報道発表は以下のグアム政府機関ホームページでご確認いただけます。

<https://www.ghs.guam.gov/coronavirus-covid-19>

<http://dphss.guam.gov/covid-19/>

グアム政府発表による新型コロナウイルスの感染者数の伸び率は鈍化しておりますが、短期渡航者及び在留邦人の皆様におかれましては、未だ感染のリスクが身近に存在していることを念頭に置き、引き続き感染防止のための行動を取っていただきますようお願い致します。

グアム保健局が作成した「PCOR2」下における経済活動の再開に関する各種ガイダンスメ

モについては、下記URL先（保健局 HP）に掲載されております。

<http://dphss.guam.gov/covid-19-jic-releases-executive-orders/>

2. 移民ビザ及び一部の非移民ビザに対する米国入国の停止・制限措置について（新規）

6月22日、米国政府は、移民及び一部の非移民ビザによる米国入国の停止・制限措置等に関する大統領布告（2019年新型コロナウイルス大流行後の経済回復期における米国労働市場へのリスクとなる移民及び非移民の入国の停止に関する布告）を発表しました。この布告は、6月24日（水）午前0時1分（米国東部夏時間）から効力が生じます。同布告の主な内容は以下のとおりです。

布告の原文は以下のURL（米国ホワイトハウスHP）からご確認いただけます。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspending-entry-aliens-present-risk-u-s-labor-market-following-coronavirus-outbreak/>

※本件措置の影響を受ける可能性がある方は必ず原文に依拠し詳細を確認してください。

（1）移民受け入れの停止措置の期間延長

4月22日発令の大統領令「Proclamation 10014」の有効期間を本年12月31日まで延長しました。これにより、米国外にて移民ビザ（グリーンカード）を申請する外国人に対する移民ビザ（グリーンカード）の発給が12月31日まで停止となります。

なお、米国国内でグリーンカードを申請中の外国人、米国市民の配偶者及びその子、既にグリーンカードを所持している者、医療従事者及びエッセンシャルワーカーと認められる者は対象外となっています。

（2）一部の非移民ビザに対する米国入国の停止・制限措置

ア. 本大統領布告発効日時点で、米国外にいて、以下に指定されたビザカテゴリーを含む有効な非移民ビザ及び、本布告発効日時点で有効な、または発効日以降に発給された米国への渡航及び入国申請を許可するビザ以外の公的な渡航書類（トランスポーターションレター、臨時入国許可書等）を保持していない外国人に対し、以下に指定されたビザカテゴリーでの入国が本年12月31日まで制限されます。

○**H-1Bビザ**（特殊技能職ビザ）、**H-2Bビザ**（熟練・非熟練労働者ビザ）

※これに同伴・合流する外国人含む

○**Jビザ**（交流訪問者ビザで以下に該当するもの：インターン、研修生、教師、キャンプカウンセラー、オペア（au pair）、サマーワーク&トラベル（SWT）プログラムに参加しようとする場合）※これに同伴・合流する外国人を含む

○**Lビザ**（企業内転勤者ビザ）※これに同伴・合流する外国人を含む

イ. 入国一時停止の制限対象外となる者

○本布告発効日時点で既に有効な H-1B, H-2B, L-1, J-1 ビザを取得している外国人とこれに同伴・合流する外国人

○米国内に滞在している H-1B, H-2B, L-1, J-1 ビザを取得している外国人とこれに同伴・合流する外国人

○上記ア. で指定されたビザカテゴリー以外の非移民ビザ保有者（E ビザ等）

○米国の合法的な永住者

○米国市民の配偶者または子（米国移民国籍法 101 (b) (1) が定義する子。未婚、21 歳未満等）である外国人

○米国の食品サプライチェーンに不可欠な一時的労働力やサービスを提供するために入国しようとする外国人

○国務長官、国土安全保障長官、もしくは彼らの指名を受けた者によりその入国が国益 (national interest) にかなうと決定された外国人（国防、法執行、外交、米国の安全保障に不可欠な者、コロナウイルスに罹患し入院中の者への医療ケアの提供に関与する者、コロナウイルスとの戦いを支援するため米国の機関で医療研究等の提供に関わる者、米国の即時及び継続的な経済回復を促進するために必要な者が含まれる。）

ウ. 措置の終了期限

本布告は 2020 年 12 月 31 日に失効となっていますが、必要に応じ延長することが可能ともなっています。

※本大統領布告では、既に有効な H-1B, H-2B, L-1, J-1 ビザを取得している外国人とその家族は制限の対象外となっていますが、米国の出入国を管理する税関・国境警備局（CBP）からは具体的なガイダンスが示されておりません。米国への出入国の予定がある方は最新情報をご確認いただきますようお願い致します。

3. グアム入国後の行動制限（隔離）措置について

6 月 6 日、グアム保健局は、5 日に署名された知事命令（Executive Order 2020-20）を受けて 3 月 31 日午前 0 時 00 分より実施しているグアム入国後の行動制限（隔離）措置に関する新たなガイダンスメモ（DPHSS Guidance Memo 2020-11 REVISED Quarantine Guidance）を発表しました。グアム入国後の新たな隔離措置の概要は以下のとおりとなっています。同ガイダンスメモ（英語）は次の URL からご参照いただけます。

<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/06/DPHSS-Guidance-Memo-2020-11-REVISED-Quarantine-Guidance-.pdf>

なお、入国後の検疫措置に関する手順は、感染状況等により、今後も予告なく変更される可能性もありますので、入国を予定されている方は最新情報をご確認していただくとともに、個別の判断については、次の URL よりグアム保健局に直接お問い合わせいただきますようお願い致します。<http://dphss.guam.gov/covid-19-dphss-mandatory-quarantine-procedures/>

（1）ホットスポット（※）に認定された国・地域からの渡航者（入国者）

ア. グアム政府がホットスポットに認定した国・地域からグアムへ渡航（入国）する者又は、ホットスポットに認定された国・地域を経由してグアムへ渡航（入国）する者は全員（グアム居住者・非居住者関係なく）政府指定施設で 14 日間の強制隔離措置が課せられます。

イ. 上記ア. の渡航（入国）者に健康上の理由等の特段の事情がある場合は、別の隔離施設が検討される場合があります。

ウ. ホットスポットからの渡航（入国）者については、新型コロナウイルスに感染していない

ことを示す文書（陰性証明書等）を提示しても、グアム政府指定施設での14日間の強制隔離措置は免除されません。

※ホットスポットとは、30日以内の期間毎に感染率が倍増している国や地域を言い、ホットスポットの最終認定はグアム政府（グアム保健局）が行います。6月15日午後5時以降、グアム政府が指定する以下の「ホットスポット」に変更はありません。

○ホットスポットに指定された地域

アフリカ、中東、南アメリカ

○ホットスポットに指定された国

バングラデシュ、インド、インドネシア、フィリピン、ネパール

なお、ホットスポット情報については、グアム保健局のHPにて随時更新発表されます。

<http://dphss.guam.gov/covid-19-dphss-mandatory-quarantine-procedures/>

（2）ホットスポットではない国・地域からの渡航（入国）者

ホットスポットではない国・地域からの渡航（入国）者及び米国内地域からの渡航（入島）者は、原則として、グアム政府指定施設での14日間の強制隔離措置が課せられますが、以下のカテゴリーごとに定められた条件を満たすことで、自宅又は自身で手配（予約）した宿泊場所での自主隔離を行うことが可能となります。

ア. グアム居住者

入国時の検疫検査でグアム居住者であることが検疫官より認められた者は、自宅での14日間の自主隔離措置が可能となります。入国時の検疫検査時に、グアム居住者であること証明する身分証の提示等が必要となります。自主隔離に関する規則については、以下URLをご参照ください。<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/06/Current-Residents-of-Guam.pdf>

イ. グアム非居住者（観光客等）

入国日前1週間以内に行われたPCR検査で、その結果が陰性であることを示す証明書（※）を提示し、その有効性を検疫官が認めた場合は、自身が手配した宿泊施設（ホテル等）での14日間の自主隔離措置が可能となります。グアム非居住者に対する隔離措置の詳細及び自主隔離に関する規則については、以下のURLをご参照ください。

<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/06/Non-Residents-of-Guam-1.pdf>

※新型コロナウイルス（COVID-19）に感染していないことを証明する文書の要件

これまで「検査結果は米国疾病対策センター（CDC）又は、世界保健機関（WHO）が認定する検査施設で行われた結果であること。」との条件がありましたが、この条件については削除されました。日本国内の適切な検査機関において受検したPCR検査の結果が陰性であることが示された文書であっても、審査可能となりました。グアム空港の検疫官が文書の内容の有効性を認めれば、自身で手配した宿泊施設での14日間の自主隔離措置の選択が可能となります。

ウ. 家族の緊急事態のため入国する者、重篤な持病がある者

入国時に検疫官に対し、家族が緊急事態である理由や状況、重篤な持病に関する説明と併せて、それらを疎明する証拠資料を提供します。その後、一旦空港から政府指定施設に移動し、

隔離措置となりますが、グアム保健局が事情及び政府指定施設での隔離措置が不適切と認めた場合は、自宅又は自身が手配（予約）した宿泊場所での14日間の自主隔離が許可されます。自主隔離に関する規則については、以下URLをご参照ください。

<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/06/Emergency-and-Hardship.pdf>

上記ア〜ウに関する入国後の検疫措置の最終判断は、グアム空港において検疫官が行いますので、検疫官の指示に従っていただきますようお願い致します。グアム政府が実施する検疫措置に従わない場合は1,000ドル以下の罰金若しくは、1年以下の禁固刑又はその両方が科せられる場合があります。

また、検疫措置の詳細や個別案件の判断については、事前に必ずグアム保健局にお問い合わせください。グアム政府保健局による隔離措置に関する方針とお問合せは下記、ホームページをご確認ください。[\(http://dphss.guam.gov/covid-19-dphss-mandatory-quarantine-procedures/\)](http://dphss.guam.gov/covid-19-dphss-mandatory-quarantine-procedures/)

○乗り継ぎのためにグアム空港を利用される方の場合

□グアム空港での乗り継ぎに要する時間が10時間以内の場合は、新型コロナウイルスの感染の疑いがある症状がないことを条件に空港施設内に留まって待機することができます。

□グアム空港での乗り継ぎに要する時間が10時間以上の場合は、乗り継ぎ便の搭乗手続きを行うまでの間、グアム政府指定の隔離施設（ホテル）にて待機（強制検疫の対象）となります。なお、空港―隔離施設間の移動手段については、往復ともグアム政府により提供されます。乗り継ぎの搭乗者に対する強制隔離措置については、上記のとおり対象基準がグアム政府により示されましたが、最終的な決定（判断）はグアム空港での検疫官の指示に従って頂きますようお願いいたします。

4. グアム入国者に対する入国後の強制隔離措置のための施設について

5月24日、グアム政府、グアムへの入国者全員に実施している強制隔離措置について、新たに2つの収容施設（ホテル）を追加したと発表しました（隔離措置については上記3.をご参照ください）。

追加されたホテルを含め政府指定の強制隔離措置のための施設となるホテルは、

- ・ ホテルサンタフェ
- ・ ホテルウィンダムガーデングアム
- ・ オーシャンビューホテル
- ・ ガーデンコートホテル

※飲食・宿泊費用の負担について

グアム政府は、グアムに居住する者が強制隔離措置を受ける場合、これにかかる費用（飲食費、宿泊費）はグアム政府が負担し、非居住者が強制隔離措置を受ける場合、これにかかる費用は自己負担とするとしています。なお、空港から隔離施設（ホテル）までの移動手段についても、グアム政府より提供されます。上記のどのホテルに滞在するかは、空港検疫官が決めます。

5. 日本ーグアム間の民間商用機（旅客便）の運行状況

ユナイテッド航空は日本（成田）ーグアム間の運航を維持しているUA196便／197便の8月3日までの運航予定について発表しました。発表によると、7月22日までは現在の運行スケジュールと変わらず、週3便（火曜、木曜、土曜）の運航を行う予定となりますが、7月23日から8月3日の間は毎日運行予定とのことです。運航は予告なしに変更される可能性もありますので、今後、帰国等のため上記の便への搭乗を検討されている方は、事前に航空会社へ問い合わせる等、必ず最新の情報をご確認ください。

★なお、日本政府が実施している水際対策の強化措置（入国拒否対象国・地域の指定、日本人を含む帰国者、入国者に対するPCR検査及び14日間の自主隔離要請等）は6月末日まで延長となっています。詳しくは、前のページより、「日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化（新たな措置）」をご参照ください。

6. グアム政府発行の自動車運転免許証の手続きについて

グアム政府発行の自動車運転免許証の新規取得・更新手続きは以下の事務所において申請受付を行っています。

○アガナショッピングセンター内にある Department of Revenue & Taxation, Motor Vehicle Division の支所

営業時間

月曜から金曜

午前7時から午前9時までは、高齢者、障害者、退役軍人からのみの受付時間

午前9時から午後4時までは予約制による一般の方の受付時間

※手続きのための予約申請はオンライン（<https://www.guamtax.com/>）にて行えます。

○バリガダオフィス

営業時間

6月20日 午前7時～午後4時（予約不要：Walk-in）

6月27日 午前7時～午後4時（予約不要：Walk-in）

7月11日 午前7時～午後4時（予約不要：Walk-in）

7月18日 午前7時～午後4時（予約不要：Walk-in）

8月 1日 午前7時～午後4時（予約不要：Walk-in）

8月 8日 午前7時～午後4時（予約不要：Walk-in）

8月15日 午前7時～午後4時（予約不要：Walk-in）

※午前7時から午前8時の時間帯は高齢者、障害者、退役軍人の方からの専用受付時間となります。その他手続きに関する情報は以下のページをご参照ください。

https://www.guamtax.com/frontpagenotices/covid19/2020_DRT_COVID-19_Services_Series_Volume_4_2020-06-17.pdf

7. グアム政府による給付金や休業・失業補償について

グアム政府の労働局及び保健局は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響により発生した事業の休業や従業員の解雇（失業）に関して、事業主や個人に対する経済的な支援（補償）や福利厚

生サービスの受給申請を受け付けています。

その他の給付金や失業補償、企業助成金については、グアム政府労働局や税務局、経済発展局のホームページをご参照ください。

労働局ホームページ

<https://dol.guam.gov/wp-content/uploads/GUAM-DEPARTMENT-OF-LABOR-ADVISORY5.pdf>

税務局ホームページ

<https://www.guamtax.com/>

経済発展局（企業助成金）

<https://www.investguam.com/smallbusiness/>

保健局ホームページ

<http://dphss.guam.gov/wp-content/uploads/2020/05/Press-Release-on-Application-Process-R1-04-04-2020-update.pdf>

また、手続きに関する問い合わせ先は、次の通りです。

【電話】総合インフォメーションダイヤル「3 1 1」

【メール】労働局 vosemployer@dol.guam.gov

税務局 guameip@revtax.guam.gov

経済発展局 smallbusiness@investguam.com

8. グアム政府による公衆衛生緊急事態の期間延長とリカバリープランについて

4月30日午後、グアム政府は新型コロナウイルス感染拡大防止のため現在停止している経済社会活動について、感染状況等を見極めながら段階的に再開するための「リカバリープラン」の概要を発表しました。リカバリープランでは、感染状況、医療体制等を踏まえ、4段階（PCOR1からPCOR4）に分けて徐々に経済社会活動を再開していくことが示されています。段階はPCOR1からPCOR4に向かって移行され、移行と同時に経済活動等の規制が緩和されていく見込みです。

開業に関する質問や問い合わせは下記の機関となっております。

● Guam Economic Development Authority

Tel: 671-647-4332

E-mail: roadtorecovery@investguam.com

Website: <http://www.investguam.com/roadtorecovery/>

● Guam Chamber of Commerce

Tel: 671-472-6311

E-mail: ccastro@guamchamber.com.gu

Website: <http://www.guamchamber.com.gu/>

● Guam Visitors Bureau

Tel: 671-646-5278

E-mail: CommunityRelations@visitguam.org

Website: <http://www.visitguam.com/>

● Guam Women's Chamber of Commerce

Tel: 671-487-7022

E-mail: connect@guamwomenschamber.com

Website: <https://www.guamwomenschamber.com/>

グアム政府発表のリカバリープランについては以下のホームページにてご確認できます。

<http://www.investguam.com/roadtorecovery/>

9. グアムを含む米国入国制限措置について（※上記2についてもご確認ください）

現在実施されている米国への入国制限措置については、以下のとおりです。

- (1) 米国到着日から遡って14日間以内にブラジルへの渡航歴がある外国人の入国拒否（米国籍者、永住者及びその家族を除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）。

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-novel-coronavirus/>

- (2) 米国到着日から遡って14日間以内に英国又はアイルランド共和国での渡航歴がある外国人（注）の入国拒否。（注：永住者、米国籍者の配偶者及び子は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-coronavirus-2/>

- (3) 米国到着日から遡って14日間以内に中国（香港及びマカオ除く）での滞在歴がある外国人（注1）の入国拒否。（注1：永住者、米国籍者の家族は除く。その他の制限適用除外者については「別添1」をご参照ください。）

- (4) 米国到着日から遡って14日間以内にイラン・イスラム共和国（イラン）での渡航歴がある外国人（注2）の入国拒否。（注2：永住者、米国籍者の家族は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-coronavirus/>

- (5) 米国到着日から遡って14日間以内にシェンゲン協定が適用されるヨーロッパの26の国での渡航歴がある外国人（注）の入国拒否。（注：永住者、米国籍者の配偶者及び子は除く。その他の制限適用除外者については下記米国連邦政府ホームページをご参照ください。）

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-certain-additional-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>

※シェンゲン協定が適用されるヨーロッパの26の国

オーストリア、ベルギー、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フラン

ス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス

(6) 米国到着日から遡って14日間以内に湖北省に滞在歴のある米国籍者及びその家族、又は永住者は、最大14日間の強制（隔離）検疫措置。

(7) 米国到着日から遡って14日間以内に湖北省以外の中国本土（香港及びマカオ除く）に滞在歴のある米国籍者とその家族及び永住者は、入国時のスクリーニング後、最大14日間の自主経過観察措置。

※現有されている米国ビザの種類に関わらず、定められた制限適用除外者又は(6)、(7)以外の方は「外国人」に該当します。特に中・長期ビザでグアムに滞在されている在留邦人の方については、入国制限措置内容に変更があった場合に備え、引き続き米国出入国関連情報の入手に努めてください。

10. 米国連邦政府による入国後の行動制限措置について（※グアムについては上記3が適用）

3月21日、米国疾病予防管理センター（CDC）は、日本を含む5カ国について、新型コロナウイルスに関する旅行健康情報をこれまでのレベル2（強化注意レベル）からレベル3（不要な渡航延期勧告）に引き上げました。これに伴い、日本から米国への入国者は、入国後14日間は自宅等で待機の上、健康状態を観察し、周囲の者との距離を置くことが求められます。

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限に関する情報は外務省海外安全ホームページにてご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

11. 感染防止対策の励行

感染拡大を止めるには、一人一人の責任ある行動が重要です。マスクの着用や他者とのソーシャルディスタンス（社会的距離2～3メートル）を確保することに加え、以下のような毎日の予防措置を心がけましょう。

- ・石けんを使用して手洗いを20秒以上行う
- ・不衛生な手で口や目に触れないこと
- ・疑わしき病状のある人に不用意に近づかないこと
- ・咳をする際は、ティッシュ又は自身の衣服の袖で口と鼻を覆うこと
- ・使用したティッシュはゴミ箱に捨てること
- ・頻繁に手が触れる物体や物の表面は消毒をして清潔にすること
- ・体調が悪い場合は、学校や職場には行かず、病院受診後は、不要な外出は避けること

12. 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状が出た場合

新型コロナウイルスに感染した場合の兆候と初期の症状は（1）発熱、（2）咳、（3）息切れです。こうした症状を自覚した場合、自己診断はせずに、医師による適切な診断を受けてください。なお、医療機関に行く際は、必ず事前に電話で最近の生活行動や海外への渡航の有無、症状について伝え、その後の行動は医療機関の指示に従うようにしてください。旅行者の方は滞在し

ているホテルに症状や状況を伝えた上で、ホテル関係者の指示に従ってください。

症状や対応などの相談ができるグアム保健局医療相談ホットライン（英語）は以下の番号となっています。

電話：６７１－４８０－７８５９

電話：６７１－４８０－６７６０／３

電話：６７１－４８０－７８８３

※感染拡大防止の観点から、事前連絡をせずに病院を訪れたり、症状を抱えたまま行動を続けることはやめましょう。

※グアムの法律では、新型コロナウイルス感染拡大のような公衆衛生上の緊急事態時においては、感染拡大防止の観点からグアム政府の公衆衛生当局（保健局等）や、その指示を受けている医療従事者に対して検査、治療、隔離に関する権限を付与し、個人はその措置や決定事項に従うことが定められています。

根拠法令の出典：<http://www.guamcourts.org/CompilerofLaws/GCA/10gca/10GC019.PDF>

13. 新型コロナウイルスに関するその他の情報源

- ・ 外務省海外安全ホームページ
<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- ・ 厚生労働省（日本語）
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
- ・ 国立感染症研究所（日本語）
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- ・ グアム政府観光局（日本語ページ）
<https://www.visitguam.jp/articles/>
- ・ 米国疾病管理予防センターのホームページ（英語）
<https://www.cdc.gov/>
- ・ グアム保健省ホームページ（英語）
<http://dphss.guam.gov/>
<http://dphss.guam.gov/covid-19/>
- ・ グアム保健局新型コロナウイルス情報ホットライン（英語）月曜～金曜の８時～１７時
電話：６７１－６３５－７４４７
- ・ グアム保健局医療相談ホットライン（英語）
午前６時から午後１０時まで
電話：６７１－４８０－７８５９
電話：６７１－４８０－６７６０／３
電話：６７１－４８０－７８８３
- ・ グアム政府新型コロナウイルス総合インフォメーション（英語）
電話：３１１
- ・ グアム労働局
<https://dol.guam.gov/>

「2019 年新型コロナウイルス感染のリスクをもたらす移民及び非移民の入国停止に関する布告」

仮訳（規定部分抜粋）

2020 年 1 月 31 日

1 条 入国停止及び制限

米国への入国または入国企図の 14 日前までの間に中華人民共和国（香港及びマカオ特別行政区を除く）に物理的に滞在していた全ての外国人（移民、非移民）による米国への入国は、本布告 2 条の条件の下、ここに停止・制限する。

2 条 入国制限及び制限の範囲

（a）本布告 1 条は以下には適用されない。

- I. 米国の合法的永住者
- II. 米国市民または合法的永住者の配偶者である外国人
- III. 未婚かつ 21 歳未満の米国市民または合法的永住者の親または法定後見人である外国人
- IV. いずれもが未婚かつ 21 歳未満である米国市民または合法的永住者の兄弟である外国人
- V. 米国市民または合法的永住者の子、養子または被後見人である外国人、または、IR-4 または IH-4 ビザをもって米国に入国しようとする養子候補者である外国人
- VI. ウイルスの封じ込めまたは軽減に関連する目的のため米国政府の招待により渡航する全ての外国人
- VII. 移民国籍法 101 条 (a) (15) (C) または (D) に基づく非移民で、乗組員、その他航空機乗務員または船舶乗組員として米国へ渡航する全ての外国人
- VIII. A-1, A-2, C-2, C-3 ビザ（外国政府職員または職員の近親）、G-1, G-2, G-3, G-4, NATO-1 から NATO-4 または NATO-6 ビザをもって米国に入国または米国を通過しようとする全ての外国人
- IX. 疾病管理予防センター所長または同所長が指定する者が、入国によってウイルスの流入、感染、まん延の重大なリスクをもたらすことはないとは判断する全ての外国人
- X. 司法長官または同長官が指名する者の推薦に基づき、国務長官、国土安全保障長官または両長官がそれぞれ指名する者が、その入国が重要な米国法執行の目的を促進すると判断する全ての外国人
- XI. 国務長官、国土安全保障長官または両長官がそれぞれ指名する者が、入国が国益にかなうと判断する全ての外国人

（b）本布告のいかなる内容も、米国法令・規則に矛盾しない範囲で、個人の難民の資格、退去強制保留の資格、拷問等禁止条約の施行法のもとに発行される規則に基づく保護の資格に影響を与えるものではない。

3 条 実施及び施行

（a）国務長官は、国務長官が国土安全保障長官と協議して定める手続きに従って査証に適用することによりこの布告を実施する。国土安全保障長官は、国務長官と協議して定める手続きに従って外国人の入国に適用することによりこの布告を実施する。

(b) 関連の法律に従い、国務長官、運輸長官及び国土安全保障長官は、この布告の対象となるいかなる外国人も米国に向かう航空機に搭乗しないよう確保する。

(c) 国土安全保障長官は、米国の海港及び入国港間でこの布告の適用と実施を確保するための基準と手順を確立する。

(d) 詐欺、重要な事実の故意の不実表示、または不法入国によりこの布告の適用を回避する外国人は、国土安全保障省による優先的退去強制対象となる。

4 条 秩序ある医学的スクリーニング及び検疫

国土安全保障長官は、秩序ある医学的スクリーニング及び適当な場合にはウイルスに暴露した可能性がある米国入国者の検疫を容易にすることを目的に、個人及び航空機の米国への渡航を規制するために必要かつ適切な全ての措置を講じる。この措置は、航空会社に対して、米国に向かう航空機へのかかる乗客の搭乗を制限及び規制するよう指示することを含む。

5 条 終了

この布告は、大統領によって終了されるまで有効である。保健福祉長官は、状況に応じて、この命令の日付から 15 日以内に及びその後 15 日ごとに、大統領がこの布告を継続、修正、または終了することを勧告する。

6 条 発効日

この布告は、2020 年 2 月 2 日東部標準時間午後 5 時に発効する。

(以下省略)

原文：米国連邦政府ホームページ

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspension-entry-immigrants-nonimmigrants-persons-pose-risk-transmitting-2019-novel-coronavirus/>